[事案 2019-187] がん入院給付金支払等請求

· 令和 2 年 3 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

転院後の入院もがんの治療を目的とした入院であることを理由に、がん入院給付金の支払い 等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年9月に、膀胱がんの治療のためA病院にて入院手術を受けたのち、B病院に転院し、平成28年4月まで入院したため、昭和56年10月に契約したがん保険にもとづき給付金を請求したところ、B病院に転院後の入院についてはがんの治療に該当しないため、入院給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院給付金を支払うか、支払われない場合は、契約を無効として既払込保険料を返してほしい。

- (1) 自分は膀胱がんとの診断を B 病院で受けた後、A 病院に入院し手術を受けたが、A 病院は大病院のため、膀胱がんの治療中であるにも関わらず B 病院への転院を求められた。
- (2)B 病院に入院中、毎日血尿の有無を管理されており、尿路感染症が発生した場合は治療が行われる等、膀胱がんの治療が行われていた。
- (3) 本契約は、募集人に懇願されて説明を受けずに加入したものである。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)B 病院の医師は、入院中、がんに関する治療はしていないと回答しており、約款に規定されている「がんの治療を受けることを直接の目的とした入院」に該当しない。
- (2) 本契約の無効についての主張は、客観的な裏付けがなく、本契約は有効に成立している。 仮に、募集時に何らかの瑕疵があったとしても、入院給付金を請求するなど、本契約について追認がなされている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、申立人が事情聴取の実施を希望しなかったため事情聴取は行わず、双方から提出された主張書面および証拠を検討した。

2. 裁定結果

上記手続の結果、B病院への入院はがんの治療のための入院であるとは認められず、また本契約が無効であると認定するような事情もなく、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。